

令和7年度山梨県相談支援従事者現任研修実施要綱

「相談支援従事者初任者研修」の修了者は、初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度から5年度毎の年度末日までに、現任研修を修了していない場合相談支援専門員としての資格が失効となります。（令和2年度初任者研修の修了者で現在までに現任研修を修了していない方は、今年度の現任研修を修了しない場合は、失効となります。）

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより、相談支援に従事する方の資質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

山梨県（事業委託先：社会福祉法人山梨県障害者福祉協会）

3 研修対象者

相談支援従事者初任者研修を修了しており、かつ市町村または指定特定・一般・障害児相談支援事業所において、令和7年7月1日現在、2年以上相談支援業務に従事しており、当研修において、受講者自身がケアマネジメントの手法を用いて実施した事例（提出して頂く事前課題）を研修で発表・紹介することができる方が対象となります。

なお、受講希望者が多い場合には、令和7年度失効の方を優先させていただきます。

※受講要件を満たしていない方で、更新する事により今後も相談支援業務に従事する方についてはご相談ください。

令和2年度の厚生労働省告示改正により次のようになっています。

「相談支援従事者初任者研修」を修了しており、指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する方。

○初めて現任研修を受講する方

受講開始日前5年間に2年以上相談支援業務に従事していたこと

○2回目以降の現任研修の受講者（次のいずれかを満たすこと）

（1）受講開始日前5年間に2年以上相談支援業務に従事していたこと

（2）受講開始日現在相談支援業務に従事していること

ただし、平成27年から令和元年度までに、相談支援従事者現任研修、主任相談支専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した方が初めて現任研修を受講される場合は、実務経験は問いません。（旧カリキュラム修了者に対する経過措置）

4 開催日時と開催会場

受講は全4日間、全体講義1日と演習3日間の受講が必要になります。

{全体講義}

1日目： 7月11日（金） 9時15分～17時00分予定

びゅあ総合大研修室 甲府市朝気1-2-2

※受付は午前9時00分からとなります。

{演習}

2日目： 8月19日（火） 9時30分～17時00分予定

びゅあ総合大研修室 甲府市朝気1-2-2

3日目： 9月26日（金） 9時30分～17時00分予定

びゅあ総合大研修室 甲府市朝気1-2-2

4日目： 10月31日（金） 9時30分～17時00分予定

びゅあ総合大研修室 甲府市朝気1-2-2

※受付は午前9時15分からとなります。

5 カリキュラム（予定）

1日目 講義（Eラーニング使用によるオンデマンド教材となります）

福祉制度の動向、個別支援・意思決定支援、チームアプローチ、
コミュニティワーク、スーパービジョン等

2日目 講義・演習 個別相談支援

インターバル（実習）期間 チームによる事例の検討

3日目 講義・演習 チームアプローチ（他職種連携）

インターバル（実習）期間 協議会等への参加体験

4日目 講義・演習 コミュニティワーク、グループスーパービジョン

※研修カリキュラムの内容は変更する場合がありますのでご了承下さい。

6 定員 40名（山梨県内の事業所に従事する方）

受講希望者が定員を超過した場合は、相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修の修了年度などを考慮し、人数を調整させていただきます。

7 修了証書の交付

全ての研修課程を修了した方には山梨県知事名の修了証書を交付します。

※遅刻、早退、退席等があると修了証書の交付はできません。また、講義・演習中における居眠りや携帯電話の使用など著しく受講態度が良くない場合、あるいは事前課題やグループワーク、実習の取り組み状況によっては修了証書を交付できない場合があります。

8 受講料（テキスト代・郵送代含む） 9,069円（税込）

○テキスト：「改訂 障害者相談支援従事者研修テキスト 現任研修編（中央法規）」

※受講決定通知時に払込取扱票を同封致しますので、法人または個人で振込を行って下さい。ご自身の都合により受講できなくなった場合、返金には応じられませんのでご了承下さい。なお、テキストは研修初日の受付で配布いたします。

9 受講申込

「受講申込書（別紙）」に必要事項を記載の上「相談支援従事者初任者研修」、「相談支援従事者現任研修」の修了証書の写し（複数回の場合はすべての写し）を添えて次の宛先まで郵送して下さい。

なお、申込の内容等について問い合わせが必要な場合がありますので余裕をもったお申込みにご協力下さい。また、できるだけ追跡可能な郵便をご利用頂くことをお勧めします。

◇提出期限 令和7年6月6日（金）16：00必着

◇申込及び問い合わせ先 〒400-0005 甲府市北新1-2-12 福祉プラザ1F

山梨県障害者福祉協会 研修担当 守屋

電話 055-252-0100

FAX 055-251-3344

10 その他注意事項

- 受講者の氏名および事業所名（住所）は、研修当日の受講者名簿に記載する予定です。目的外使用は致しませんのでご理解をお願いします。
- 日程等変更になる場合がございます。また、自然災害（台風等）等による急な日程の変更は、山梨県障害者福祉協会のホームページ（<http://www.sanshoukyou.net>）にその旨を掲載致しますのでご確認下さい。